

ISA リモートコネクタ使用許諾規約

制定：令和4年9月1日

ISA リモートコネクタを使用する前に、本使用許諾規約をお読みください。利用者は、以下の条件に同意する限りにおいて、ISA リモートコネクタを使用することができるものとし、また、ISA リモートコネクタを使用（インストールを含みます。）した場合には、株式会社インターネットイニシアティブ（以下「IIJ」といいます。）と、以下の条件に同意したとみなされるものとしします。

第1条（使用許諾）

IIJ は、利用者に対し、ISA リモートコネクタ（本条第3項に規定の複製物も含み、以下「本ソフトウェア」といいます。）を自らの端末内にインストール、使用及び複製する非独占的、譲渡不能な権利を許諾するものとしします。この規約の各条項において、本ソフトウェアとは、本ソフトウェアのほか、当該条項の性質に応じ、本ソフトウェアの使用許諾期間中に IIJ が利用者へ供給する、更新、改良、修正される全てのプログラム、関連書類、及びコピーを含む場合があります。

2 利用者は、利用者自身又は利用者の所属する組織が IIJ の提供する IIJ セキュアアクセスサービスを契約している場合に限り、本ソフトウェアを使用することができます。

3 利用者は、IIJ が指定する端末にのみ本ソフトウェアをインストールするものとしします。

4 利用者は、バックアップを目的とする場合に限り、本ソフトウェアを複製することができます。

5 利用者は、本ソフトウェアに対し、改変、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、解読、抽出その他類似の行為を行ってはならないものとしします。

6 利用者は、本規約に基づき本ソフトウェアを使用及び複製する権利を第三者に譲渡してはならないものとしします。

第2条（利用者の責任等）

下記のいずれかの原因により IIJ が損害を被った場合には、IIJ に対し法的責任を負うことに利用者は予め同意します。

(1) 利用者が本規約のいずれかの条項に違反したとき

(2) 利用者による本ソフトウェアの不適切な使用又は誤使用による場合

(3) 利用者による本ソフトウェアの改変による場合

2 IIJ は、本ソフトウェアの使用に係る一切の費用（端末の代金、端末の通信費用等を含み、それらに限られません。）を負担しないものとしします。

第3条（留意事項）

本ソフトウェアの所有権及び著作権等一切の知的財産権は IIJ 又は IIJ が指定する第三者が保有するものとしします。利用者は、この規約において明示されたものを除き、如何なる商標、役務標章、ロゴ、商号に係る所有権、権利及び権益の一切を利用者に対して与えているものではないことを予め確認したものとします。

第4条（保証）

IIJは、本ソフトウェアの機能が利用者の要求に合致していること及び本ソフトウェアの動作に欠陥がないことも含め、本ソフトウェアに関して一切保証しません。また、IIJは、本ソフトウェアに関連して発生した損害（IIJセキュアアクセスサービスサービス契約上の損害を含みます。）について一切責任を負いません。

第5条（責任の制限）

利用者は、IIJが損害発生の可能性を事前に知らされていた場合であっても、本ソフトウェアの使用、使用不能（かかる使用不能によりIIJセキュアアクセスサービスの利用ができない場合を含みます。）により発生した如何なる逸失利益、利益、データ、及び、特別損害、間接損害、二次的損害、付随的損害、懲罰的損害の一切の責任をIIJが負わないことを予め同意します。

第6条（変更）

IIJはいつでも、その判断で本ソフトウェアを変更したり、提供を中止することができるものとします。また、IIJは、必要に応じ、利用者による本ソフトウェアの使用を制限し、停止し、又は禁止することができるものとします。また、IIJは本規約の条件を変更することができるものとします。

第7条（解除）

IIJは、利用者が本規約の条項のいずれかに違背したときは、直ちに本ソフトウェアの使用許諾を解除することができるものとします。

2 利用者は、本条に従いIIJが使用許諾を解除又は終了した場合、本ソフトウェアを破棄するものとし、本ソフトウェア、本ソフトウェアに関連するマニュアル等本ソフトウェアにかかる情報、資産の一切を保持していないことを書面をもって保証するものとします。

第8条（輸出規制）

本ソフトウェアは、日本の輸出規制に関する法規及びその他の国の輸出入管理法規の制限を受けるものとします。利用者は、当該法規を無条件に遵守する責任を負うものとします。IIJは、利用者に対し、日本国外における使用の結果について一切責任を負いません。

第9条（言語）

本規約は、日本語で記述されたものが正本です。英語その他の言語で記述されたものは、参考のための文書であり、IIJと利用者の契約に関する正式の文書ではありません。

第10条（管轄裁判所）

利用者は、IIJと利用者との間で紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を合意による第一審の専属的管轄裁判所とすることを予め同意します。

以上